



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局 Press Release

報道関係者 各位

令和7年5月2日

栃木労働局 労働基準部 健康安全課

健康安全課長 幸田 和則

主任地方労働衛生専門官 柴山 明憲

(電話) 028-634-9117

令和6年の熱中症による労働災害件数は過去2番目の多さ —STOP！熱中症クールワークキャンペーンを実施します—

栃木労働局(局長 かわぐち ひ で と 川口秀人)は、令和6年の栃木県内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について取りまとめました。

休業4日以上¹の熱中症による死傷者数は、過去最多であった令和5年の20人に次いで多い17人となりました。(具体的な事例は別添1に記載のとおりです。)

熱中症は、初期症状への対応の遅れが重篤化につながるが多いため、令和7年6月1日から熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処するための体制整備や手順作成などが事業者²に義務付けられます。(別添2)

栃木労働局では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)(別添3)を実施し、事業者がWBGT値(暑さ指数)の把握とその値に応じた適切な対策を講じることなどの熱中症予防対策の徹底を呼びかけます。

<添付資料>

別添1 令和6年 栃木県内の職場における熱中症労働災害発生状況

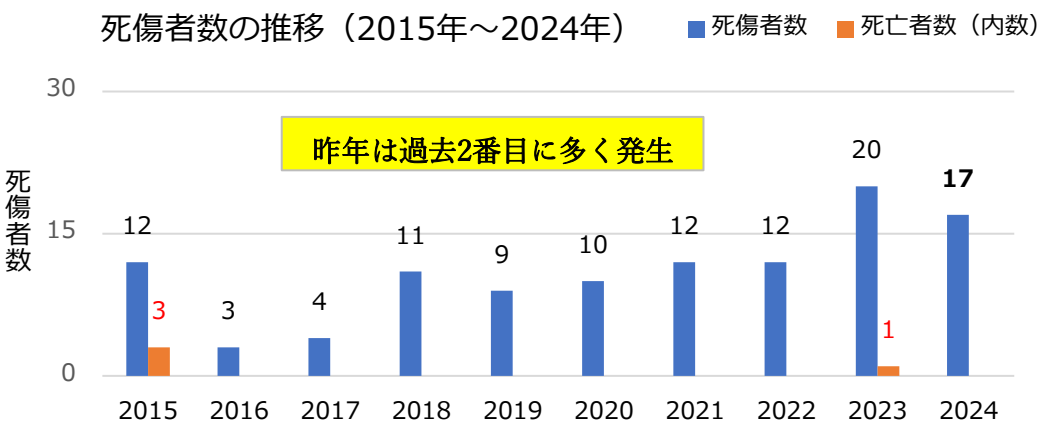
別添2 「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」職場における熱中症対策の強化について

別添3 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(令和7年度版)

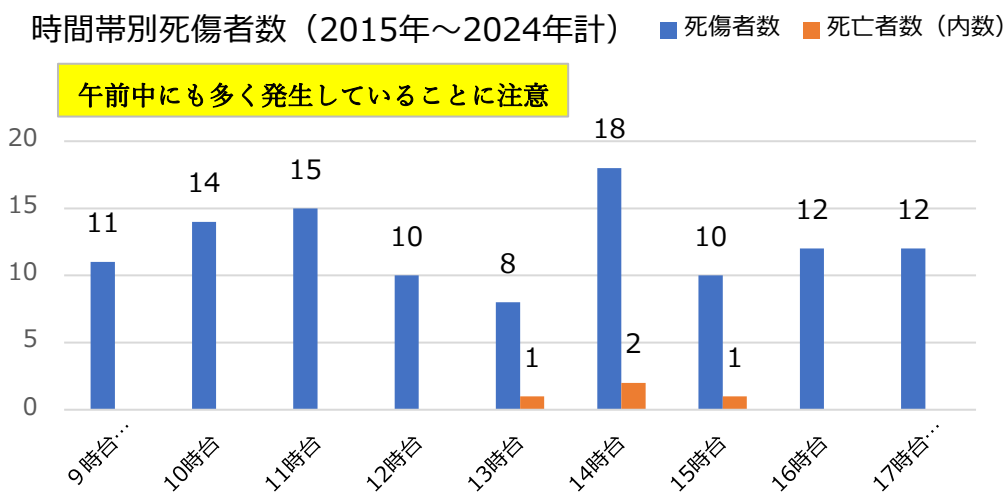
別添4 熱中症対策の協力要請を行った関係労働災害防止団体等

職場における熱中症による死傷者数

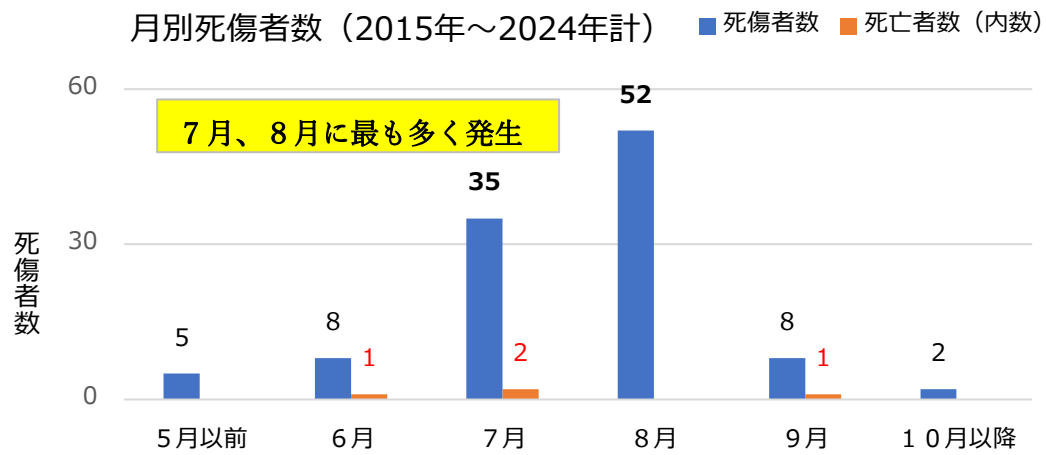
1. 死傷者数の推移



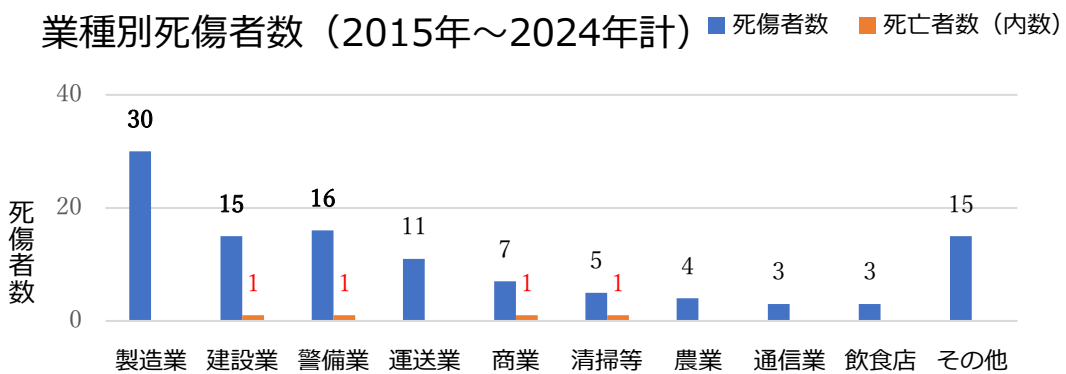
2. 時間帯別死傷者数



3. 月別死傷者数



4. 業種別死傷者数



令和6年 栃木県内の職場における熱中症労働災害発生状況

栃木労働局

番号	発生月	業種	災害の概要
	時間帯	事業場規模	
1	6月	建築工事業	工事現場において、道路舗装復旧工事の作業を朝からしていたところ、足がつるなどの症状が出たもの。
	14時～15時	10人～29人	
2	7月	金属製造業	被災者は朝から頭痛の症状があったため、会社が帰宅するよう諭したが、大丈夫との返答を受け通常作業に従事した。定時に業務を終了し、帰宅後体調がすぐれず、病院を受診したところ、熱中症と診断された。
	19時～20時	10人～29人	
3	7月	土石製品製造業	朝礼で担当者からの注意事項を聞いていたところ、気分が悪くなり、その後、熱中症と診断された。
	8時～9時	50人～99人	
4	7月	農業	収穫作業中、機械で収穫しきれなかったため、手作業で刈取り作業をしていたところ、熱中症に係り救急搬送された。作業時の気温は35度であった。
	11時～12時	1人～9人	
5	7月	警備業	高温多湿の炎天下の屋外で誘導業務に従事中していたところ、11時頃から具合が悪くなり、15時頃には嘔吐をするようになり、その後、緊急搬送された。
	15時～16時	100人～299人	
6	7月	教育研究業	炎天下で、プール掃除をしていたところ、体調が悪くなり、熱中症となった。
	15時～16時	30人～49人	
7	7月	通信業	バイクで配達後、記者中に手のしびれを感じ、その後、水分補給を行ったが、回復せず、緊急搬送となった。
	16時～17時	30人～49人	
8	7月	社会福祉施設	介護施設にて利用者の入浴介助を行った後、浴槽の清掃を行った。清掃後、ふらつきがあり、しゃがみこんだため、別の職員が休憩室に移動させ、休憩をとらせた。その後、早退し病院を受診した。
	10時～11時	10人～29人	
9	7月	パルプ・紙・紙加工品製造業	取引先敷地内において、炎天下（気温39度前後）の中、機械搬出のため玉掛作業中、熱中症の症状が出た。
	11時～12時	10人～29人	
10	8月	畜産業	外気温が高い中、牛舎内にて、子牛が飲み終えた哺乳瓶を熱湯で洗っていた際に、熱中症になった。
	16時～17時	100人～299人	
11	8月	建築設備工事業	解体復旧工事現場において、玉掛作業やコンクリート穴あけ、ホールアンカーの打ち込み作業を行った後、帰宅。帰宅1時間後から全身のしびれ、筋肉の硬直が発生し始めたため、救急搬送された。
	18時～19時	1人～9人	
12	8月	ゴルフ場	キャディ業務中、グリーン脇にて熱中症により倒れ、救急搬送された（当日の最高気温は35度）。
	15時～16時	100人～299人	

13	8 月	非鉄金属製造業	溶解炉の作業を朝から行っていた。午後4時頃に違和感があったが、作業を継続した。午後7時50分頃、急に気分が悪くなり、足がつって、歩行が困難になり、改善しなかったため、病院に救急搬送された。
	19時～20時	30人～49人	
14	8 月	農業	田圃の土手を肩掛け草刈り機を使って草刈りをしていたところ、気分の悪さを感じたが、作業を継続した。帰宅後に急変し、医療機関を受診した。
	17時～18時	1人～9人	
15	9 月	警備業	道路工事現場にて、交通誘導業務に従事していた際、急に足がつり、立ち眩みを起こして倒れてしまい、救急車にて搬送された。
	16時～17時	10人～29人	
16	9 月	警備業	道路舗装修繕工事における交通誘導業務中に眩暈がしたため、同僚に無線で伝えようとしたが、気を失い、倒れた。
	10時～11時	10人～29人	
17	9 月	警備業	自動車オークション会場にて、車両の確認作業中、屋内守衛所の冷房の効きが悪く、室温が上昇したため、熱中症を発症した。
	11時～12時	100人～299人	

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、
気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための
体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、
ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡
などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握
するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡
先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中
症による重篤化を防止するために必要な措置の実
施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及
び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

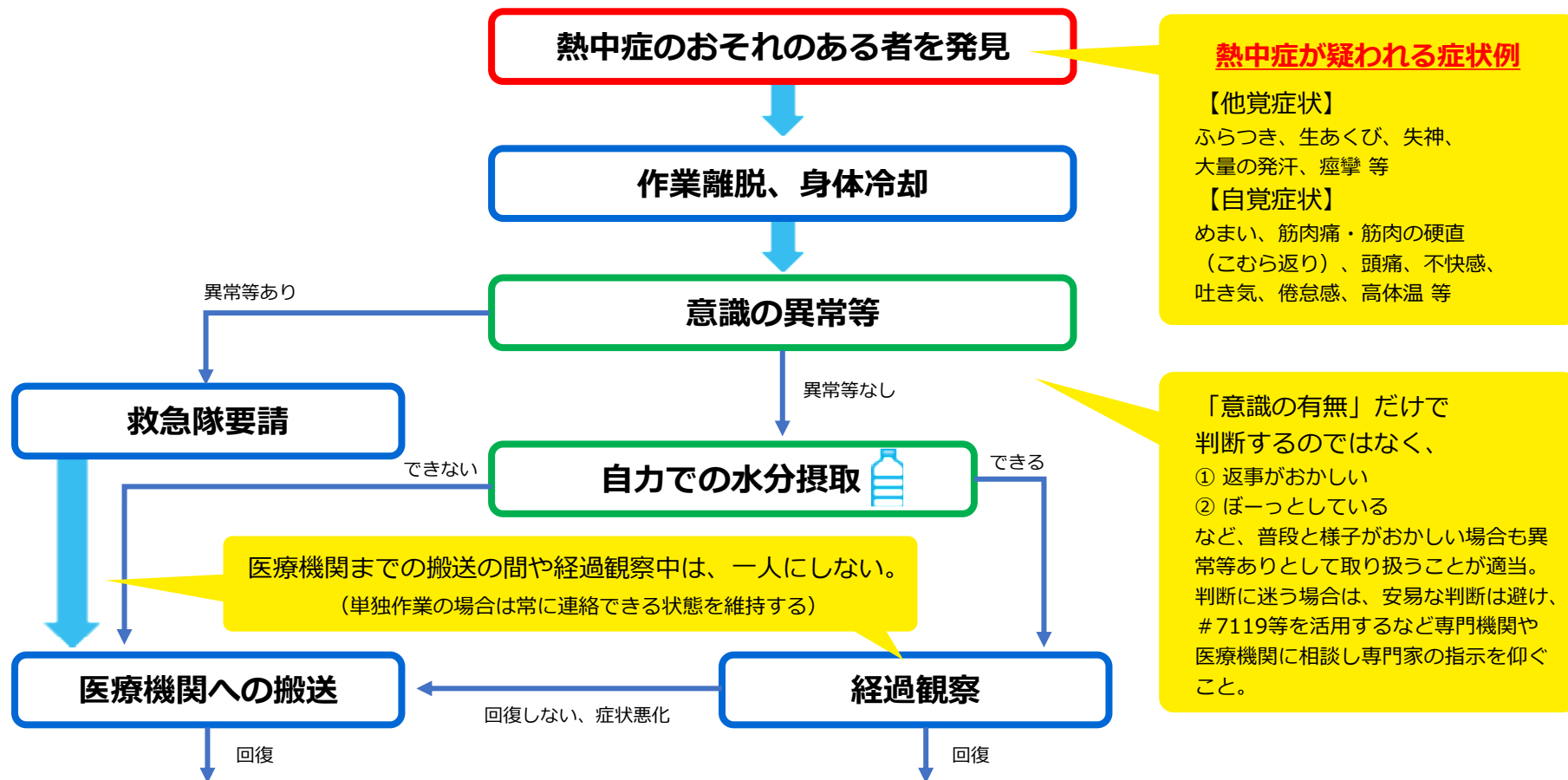
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

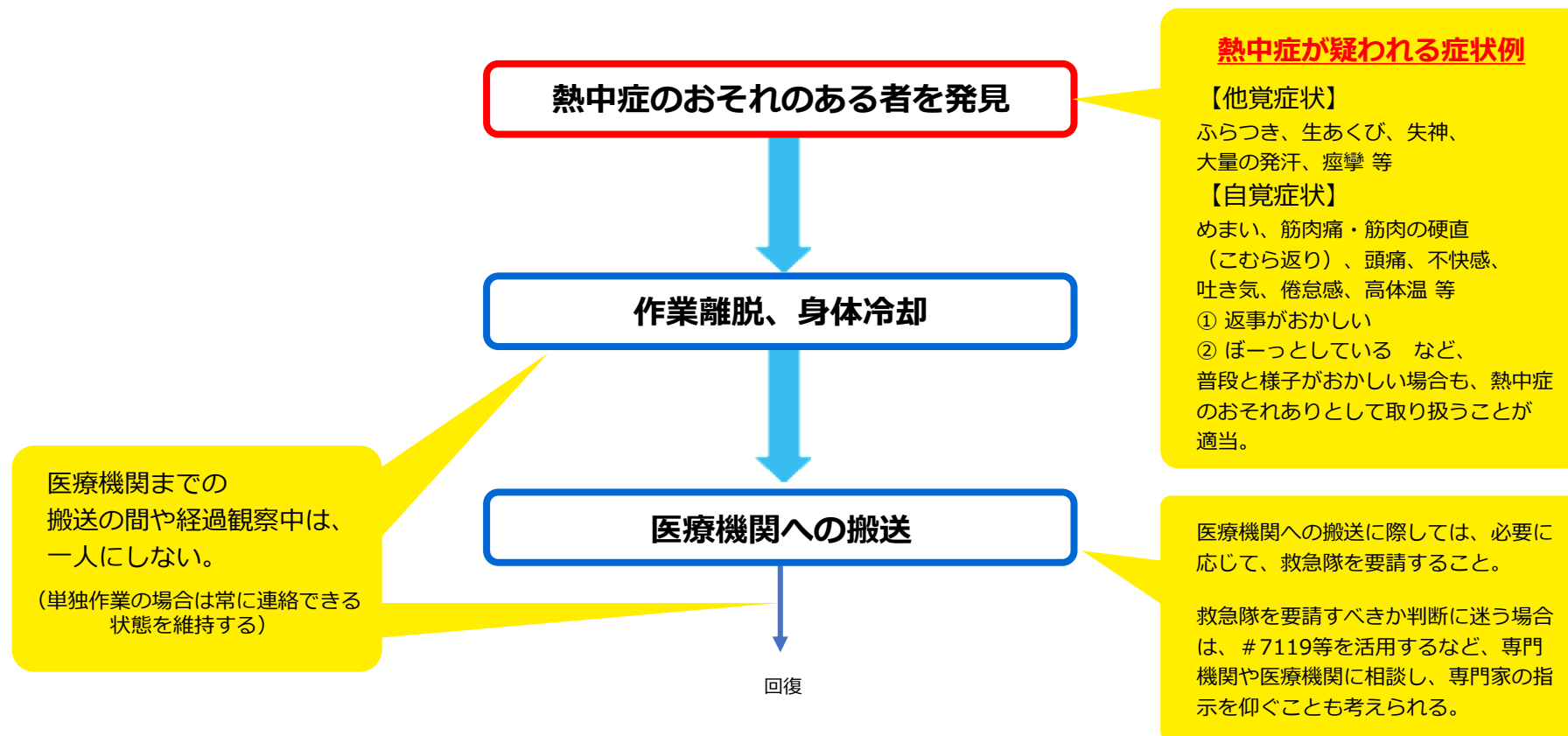


回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

熱中症対策の協力要請を行った関係労働災害防止団体等

- (1) 建設業労働災害防止協会 栃木県支部
- (2) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部
- (3) 林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部
- (4) 一般社団法人日本ボイラ協会 栃木県支部
- (5) 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所
- (6) 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 栃木県支部
- (7) 日本労働組合総連合会 栃木県連合会
- (8) 一般社団法人日本塗装工業会 栃木県支部
- (9) 一般社団法人栃木県建設業協会
- (10) 栃木県建設業協同組合連合会
- (11) 栃木県建設産業団体連合会
- (12) 建設連合 栃木県建設組合
- (13) 一般社団法人栃木県設備業協会
- (14) 一般社団法人栃木県造園建設業協会
- (15) 一般社団法人栃木県舗装協会
- (16) 一般社団法人栃木県解体工事業協会
- (17) 一般社団法人日本型枠工事業協会 栃木支部
- (18) 一般社団法人栃木県鉄構工業会
- (19) 栃木県砕石工業協同組合
- (20) 栃木県法面保護施設業協会
- (21) 栃木県管工事業協同組合連合会
- (22) 栃木県クレーン建設業協同組合
- (23) 栃木県左官業協同組合
- (24) 栃木県板金工業組合
- (25) 栃木県瓦工事業組合連合会
- (26) 栃木県塗装業組合
- (27) 栃木県農業協同組合中央会
- (28) 社団法人栃木県警備業協会
- (29) 公益社団法人栃木県ビルメンテナンス協会
- (30) 公益社団法人栃木県畜産協会長
- (31) 一般社団法人 栃木県住宅協会
- (32) 一般社団法人栃木県経営者協会
- (33) 一般社団法人栃木県商工会議所連合会
- (34) 栃木県商工会連合会
- (35) 栃木県中小企業団体中央会
- (36) 栃木県社会福祉法人経営者協議会
- (37) 公益社団法人日本作業環境測定協会北関東支部 栃木分会
- (38) 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 栃木支部
- (39) 独立行政法人労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター
- (40) 栃木県 THP 推進協議会
- (41) 栃木県社会保険労務士会

- (4 2) 一般社団法人栃木県労働基準協会連合会
- (4 3) 一般社団法人宇都宮労働基準協会
- (4 4) 一般社団法人足利労働基準協会
- (4 5) 一般社団法人栃木労働基準協会
- (4 6) 一般社団法人佐野労働基準協会
- (4 7) 一般社団法人鹿沼労働基準協会
- (4 8) 一般社団法人塩那労働基準協会
- (4 9) 日光労働基準協会
- (5 0) 一般社団法人真岡労働基準協会